

機関の溶接に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編及び M 編
鋼船規則検査要領 D 編及び M 編

改正事項

機関の溶接に関する事項

改正理由

- (1) 本会規則において、ウインドラスの溶接工事に適用する溶接施工方法及びその施工要領については、IACS 統一規則 A3 に基づき、国際規格又は国家規格等による旨規定していた。しかしながら、当該溶接施工方法及びその施工要領の承認に関し、取扱いが不明確な部分があったことから、鋼材の溶接施工方法の承認に関する国際規格である ISO 15614-1 を参考に、関連規定を改めた。
- (2) 溶接で接合される管継手については、IACS 統一規則 P2.7 に基づき、管の突合せ溶接継手、差込み溶接式管継手及びねじ込み式管継手の用途、構造及び設計に関する要件を規定している。しかしながら、同統一規則に規定される一部要件について本会規則に明記されていなかったことから、当該統一規則との整合を図るべく関連規定を改めた。

また、船体用圧延鋼材等の溶接施工方法及びその施工要領の承認については、承認試験時と異なる施工条件であっても、同等性が認められる場合及び施工が容易である場合、承認範囲に含めることができる旨規定しているが、管については当該取扱いが不明確であったことから、明確となるよう関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ウインドラスの溶接工事を対象に、K 編に規定する材料以外の材料の溶接施工方法及びその施工要領の承認について規定した。
- (2) 管の突合せ溶接継手を完全溶込み溶接とする旨規定した。
- (3) 差込み溶接式管継手及びねじ込み式管継手の使用が認められる管装置の用途を明確に規定した。
- (4) 管の溶接施工方法及びその施工要領の承認について、試験時の施工条件に応じた承認範囲を規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 11.1.1, 11.2, 表 D12.1, 12.4.1, 12.4.2, 16.2.3
鋼船規則 M 編 表 M3.1, 4.1.4, 表 M4.1 から表 M4.12, 4.2.1, 4.2.2, 図 M4.1, 4.2.5, 4.2.6, 4.2.7, 4.2.9, 4.2.11, 4.3.1, 図 M4.6, 4.3.6, 4.3.9, 4.4.1, 図 M4.8, 4.4.6, 4.4.8, 4.5.1, 図 M4.10, 4.5.6, 4.5.9
鋼船規則検査要領 D 編 D11.2, D12.4.2

鋼船規則検査要領 M 編 M4.1.4, 表 M4.1.4-2.から表 M.1.4-8., M4.2.3, M4.2.7